

## 受付は6月1日(月)から6月30日(火)まで 児童手当の現況届は忘れずに提出を

児童手当を受けている人が、引き続き手当を受給するためには、毎年1回、現況届の提出が必要です。対象となる人には、5月下旬に現況届の用紙を送付しましたので忘れずに提出してください。

※現況届を提出しない場合は、受給資格があっても6月分以降の手当が受けられなくなります  
※所得制限があります。詳しくは現況届に同封されたパンフレットをご確認ください

### ■児童手当の受給手続きをしていない人

児童手当は、中学校3年生までの児童を養育している世帯の生計中心者に支給されるもので、受給するには手続きが必要です。まだ手続きをしていない人は、こども課子育て支援室または各支所地域振興課地域福祉室の窓口で手続きをしてください。児童手当は請求した月の翌月分から支給となります。

### 【手続きに必要なもの】

- ・印鑑、請求者名義の通帳かキャッシュカード、請求者の保険証
- ・請求者と配偶者のマイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード
- ・申請者の本人確認ができるもの（運転免許証、マイナンバーカード、旅券）
- ・その他必要に応じて提出していただく書類があります。



市HP関連ページ

### ●問い合わせ

こども課子育て支援室 ☎53-2111（内線2553）  
荒川支所地域振興課地域福祉室 ☎62-3104（直通）  
神林支所地域振興課地域福祉室 ☎66-6113（直通）  
朝日支所地域振興課地域福祉室 ☎72-6887（直通）  
山北支所地域振興課地域福祉室 ☎77-3113（直通）



## 令和3年度の医学生修学資金 貸与制度の修学生を募集します

医学生修学資金貸与制度を利用する医学生を募集します。

- ・貸与の期間は令和3年4月から最長6年間です。
- ・応募に関する詳細は応募要領をご覧ください。
- ・応募要領は市ホームページに掲載しているほか、保健医療課または各支所地域振興課地域福祉室で配布しています。

【応募締切】 令和3年3月12日(金)

### ～お願い～

本制度は、この地域の医師確保対策の一つとして創設したものです。将来にわたり末永くこの地域で医師として市民のために活躍していただきたいと考えており、この制度の趣旨を十分にご理解のうえ応募してください。



### ●問い合わせ

保健医療課健康支援室 ☎53-2111（内線2431）



市HP関連ページ